

2023年8月18日

各位

インフラファンド発行者名 東京インフラ・エネルギー投資法人 代表者名 執行役員 永森 利彦 (コード番号 9285)

管理会社名

東京インフラアセットマネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 永森 利彦 問合せ先 執行役員管理本部長

兼財務経理 IR 部長 真栄田 義人 (TEL: 03-6551-2833)

規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の本投資法人役員会において、2023年9月22日開催予定の第6回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に、下記記載の規約の一部変更及び投資法人の役員選任に関する議案を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、規約の一部変更及び投資法人の役員選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の一部変更について

変更理由は以下のとおりです。

- (1) 法令改正に伴う法令名及び参照条文の変更を行うものです。(変更案第2条関係)
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定(これに関連する投信法等の改正規定を含みます。)が2022年9月1日に施行され たことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 (令和元年法律第71号)第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、投資主 総会参考書類等の電子提供措置をとる旨の規定を設ける規約変更がなされたものとみなされ ていますが、当該規約変更を確認的に規定するとともに、書面交付請求をした投資主に交付 する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものです。(変更案第9条第 4項及び第5項関係)
- (3) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。)の適用に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです。(変更案第36条第1項第7号及び第10号並びに同条第2項第7号関係)

(変更の詳細については、添付資料「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員選任について

本投資法人の執行役員である永森利彦並びに監督役員である内藤加代子及び島田容男は、2023年10月10日をもって任期満了となりますので、本投資主総会におきまして、執行役員1名(候補者:永森利彦)及び監督役員2名(候補者:内藤加代子及び島田容男)の選任について議案を提出するものです。

また、執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名(候補者:荻原良紀)の選任について議案を提出するものです。



東京インフラ・エネルギー投資法人

- (1) 執行役員候補者 永森 利彦(再任)
- (2) 補欠執行役員候補者 荻原 良紀(再任)
- (3) 監督役員候補者 内藤 加代子 (再任) 島田 容男 (再任)

なお、上記執行役員候補者である永森利彦は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラア セットマネジメント株式会社の代表取締役社長であり、上記補欠執行役員候補者である荻原良紀は、 同社の執行役員資産運用本部長兼資産管理部長です。

(役員選任の詳細については、添付資料「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 投資主総会の日程

2023年8月18日 本投資主総会提出議案の役員会承認

2023年9月6日 本投資主総会招集ご通知の発送(予定)

2023年9月22日 本投資主総会の開催(予定)

添付資料

第6回投資主総会招集ご通知

以上

※本投資法人のホームページアドレス: https://www.tokyo-infra.com/

(証券コード 9285) (発信日) 2023年9月6日 (電子提供措置の開始日) 2023年8月30日

投資主各位

東京都千代田区麹町二丁目3番地 麹町プレイス8階 東京インフラ・エネルギー投資法人 執行役員 永 森 利 彦

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、 ご自身の健康状態、本投資主総会の開催日時点における新型コロナウイルス感染 症の感染状況及び行政機関の対応状況等にご留意くださいますようお願い申し上 げます。

なお、本投資主総会につきましては、書面によって議決権を行使することもできます。その場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年9月21日(木曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)の規定に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、投資主様が当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による 議決権の行使をいただけない場合、同条第3項に定める場合を除き、本投資主総 会における各議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反 する趣旨の議案があるときは、当該相反する議案のいずれをも除きます。)につ いて、賛成したものとみなされ、かかる投資主様の議決権の数は、出席した投資 主様の議決権の数に算入されますのでご留意くださいますようお願い申し上げま す。

【本投資法人現行規約抜粋】

第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれ

をも除く。) について賛成するものとみなす。

- 2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
- 3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。
 - (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3)解散
 - (4)投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
- 4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資法人は「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70条) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定(これに関連する投信法等の改正を含みます。)が2022年9月1日施行され、同日付で、本投資法人規約に、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされていることに基づき、当該電子提供措置をとっております。

本投資法人ウェブサイトに「第6回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

【本投資法人ウェブサイト】

https://www.tokyo-infra.com/ja/ir/meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスいただき、銘柄名(投資法人名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認く

ださいますようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

また、電子提供措置事項について修正をする必要が生じた場合、本投資法人 ウェブサイト及び東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にその旨、修 正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

敬具

記

- 1. **日 時** 2023年9月22日(金曜日)午前10時 (受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
- 2. 場 所 東京都千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示が あったものとして取り扱います。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資 主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受 付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場にて、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。なお、本投資法人の2023年6月期に関する決算説明資料及び決算説明動画は、本投資主総会の開催後、本投資法人のウェブサイト(https://www.tokyo-infra.com/ja/ir/library.html)にてご覧いただくことができます。
- ◎突然の会場の使用制限等や今後の状況の変化によって、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更等に関するお知らせを本投資法人ウェブサイト(https://www.tokyo-infra.com/)に掲載する場合がございますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた以下の対応に関するご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

【投資主の皆様へのお願い】

● 本投資主総会では書面によって議決権を行使することもできます。投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態に不安がある場合には、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席をお控えいただくことをお勧めいたします。

【来場される投資主の皆様へのお願い】

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、ご来場の投資主様にアルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用及び体温測定等の感染防止対策にご協力いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフ等の席の間隔を広くとるため、少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性があります。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付が混雑する可能性があるため、時間に余裕 をもって会場にお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 本投資法人役員及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の うえ、原則としてマスクを着用した状態で対応いたしますことをご理解い ただきますようお願い申し上げます。
- 上記の他、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染予防の観点から、必要な措置を講ずる可能性がございますので、ご理解及びご協力いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 法令改正に伴う法令名及び参照条文の変更を行うものです。(変 更案第2条)
 - (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第 1条ただし書きに規定する改正規定(これに関連する投信法等の 改正規定を含みます。)が2022年9月1日に施行されたことに伴 い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備 等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第9項の定めに 基づき、2022年9月1日をもって、投資主総会参考書類等の電子 提供措置をとる旨の規定を設ける規約変更がなされたものとみな されていますが、当該規約変更を確認的に規定するとともに、書 面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を 限定するための規定を新設するものです。(変更案第9条第4項 及び第5項)
 - (3) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。)の適用に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです。(変更案第36条第1項第7号及び第10号並びに同条第2項第7号)

2. 変更内容

現行規約の一部を、次のとおり変更するものです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行規約	変 更 案
第2条(目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、資産を主として再生可能エネルギー発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。その後の改正を含む。)第2条第3項に定めるものをいう(不動産に該当するものを除く。)。以下同じ。)等の特定資産(投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。	第2条(目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、資産を主として再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。その後の改正を含む。)第2条第2項に定めるものをいう(不動産に該当するものを除く。)。以下同じ。)等の特定資産(投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。
第9条(招集) 1. ~3. (省略) (新設)	第9条(招集) 1. ~3. (現行規約どおり) 4. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 5. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 規 約

第36条(資産評価の方法、基準及び基準 日)

- 1. (1)~(6)(省略)
- (7) 有価証券(第29条第6項各号、第30 条第2項第4号から第14号までに定 めるもの)

当該有価証券の市場価格がある場合 には、市場価格に基づく価額(金融 商品取引所における取引価格、認可 金融商品取引業協会等が公表する価 格又はこれらに準じて随時売買換金 等を行うことができる取引システム で成立する取引価格をいう。以下同 じ。)を用いる。市場価格がない場 合には、合理的に算定された価額に より評価する。また、付すべき市場 価格又は合理的に算定された価額 は、評価の精度を高める場合を除 き、毎期同様な方法により入手す る。市場価格及び合理的に算定され た価額のいずれも入手できない場合 には、取得原価で評価することがで きる。

(8)~(9)(省略)

第36条(資産評価の方法、基準及び基準 日)

- 1. (1)~(6) (現行規約どおり)
- (7) 有価証券(第29条第6項各号、第30 条第2項第4号から第14号までに定 めるもの)

時価の変動により利益を得ることを 目的として保有する有価証券は、時 価をもって評価する。満期まで所有 する意図をもって保有する社債その 他の債券は、取得原価をもって評価 する。ただし、債券を債券金額より 低い価額又は高い価額で取得した場 合において、取得価額と債券金額と の差額の性格が金利の調整と認めら れるときは、償却原価法に基づいて 算定された価額をもって評価する。 その他有価証券は、時価をもって評 価する。ただし、市場価格のない株 式等(出資金等、株式と同様に持分 の請求権を生じさせるものを含 む。)は、取得原価にて評価する。

(8)~(9) (現行規約どおり)

規 現 行 約

更

変

- (10) デリバティブ取引に係る権利 (第30 条第2項第16号に定めるもの)
 - ① 金融商品取引所に上場している デリバティブ取引により生じる 債権及び債務

基準日における当該金融商品取 引所の最終価格(終値をいい、 終値がなければ 気配値(公表 された売り気配の最安値又は買 い気配の最高値、それらがとも に公表されている場合にはそれ らの仲値)をいう。)に基づき 算出した価額により評価する。 なお、基準日において最終価格 がない場合には、基準日前直近 における最終価格に基づき算出 した価額により評価する。

- ② 金融商品取引所の相場がない非 上場のデリバティブ取引により 生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合 理的な方法により算定された価 額により評価する。なお、公正 な評価額を算定することが極め て困難と認められる場合には、 取得価額により評価する。
- ③ 一般に公正妥当と認められる企 業会計の基準その他の企業会計 の慣行によりヘッジ取引と認め られるものについては、ヘッジ 会計が適用できる。また、金融 商品会計基準に定める金利ス ワップの特例処理の要件を充足 するものについては、本号①及 び②にかかわらず金利スワップ の特例処理を適用できる。
- (11) ~ (12) (省略)

- (10) デリバティブ取引に係る権利(第30 条第2項第16号に定めるもの)
 - ① デリバティブ取引により生じる 正味の債権及び債務は、時価を もって評価する。

案

(削除)

- ② 一般に公正妥当と認められる企 業会計の基準その他の企業会計 の慣行によりヘッジ取引と認め られるものについては、ヘッジ 会計が適用できる。また、金融 商品会計基準に定める金利ス ワップの特例処理の要件を充足 するものについては、本号①に かかわらず金利スワップの特例 処理を適用できる。
- (11) ~ (12) (現行規約どおり)

現 行 規 約	変
2. (1) ~ (6) (省略)	2. (1) ~ (6) (現行規約どおり)
(7) デリバティブ取引に係る権利(第1	(7) デリバティブ取引に係る権利(第1
項第10号③に基づき、金利スワップ	項第10号②に基づき、金利スワップ
の特例処理を採用した場合)	の特例処理を採用した場合)
第1項第10号①又は②に定める価額	第1項第10号①に定める価額とす
とする。	る。
3. (省略)	3. (現行規約どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員永森利彦は、2023年10月10日をもって任期満了となりますので、2023年10月11日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案における執行役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、 就任日である2023年10月11日より2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は2023年8月18日開催の本投資法人 役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されるもの です。

執行役員候補者は次のとおりです。

* り * な 氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位等		
なが もり とし ひこ 永 森 利 彦 (1959年8月12日生)	1983年4月 1999年9月 2001年5月 2002年11月 2004年12月 2006年6月 2009年10月 2011年5月 2014年4月 2015年12月 2016年4月 2016年10月 2016年10月 2019年6月 2019年6月	株式会社東海銀行(現・株式会社三菱UFJ銀行) 同 秘書室次長 同 犬山支店長 同 東支社法人営業部長 同 伊勢支社長兼支店長 三菱UFJ信託銀行株式会社(出向) 名古屋不動産部長 株式会社三菱東京UFJ銀行(現・株式会社三菱UFJ銀行) 名古屋港支社長 東海東京証券株式会社 名古屋戦略部長 東海東京アセットマネジメント株式会社 常務執行役員 同 常務執行役員兼不動産金融事業本部長兼不動産ソリューション部長 株式会社日本産業推進機構(出向) 同 中部北陸ファンド専務 同 中部北陸ファンド専務 同 中部北陸ファンド専務 同 中部北陸ファンド専務 に 中部北陸ファンド東 に 中部北陸ファンド東 に 中部北陸ファンド東 に 中部北陸ファンド東 に 中部 ・ 中部北陸ファンド東 に 中部 ・ 中部	

- ・上記執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を保有しておりますが、2023年8月18日現在の保有口数は3口です。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。その他、上記執行役員候補者と本 投資法人との間に特別の利害関係はありません。

- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業 務全般を執行しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含められております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年10月11日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は2023年8月18日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されるものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

s り が な 氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		
おぎ から よし き 荻 原 良 紀 (1961年11月17日生)	1984年4月 2003年4月 2005年4月 2006年4月 2008年4月 2010年4月 2013年4月 2016年4月 2018年7月 2019年7月	朝日生命保険相互会社 同 ALMリスク管理ユニット ゼネラルマネージャー 同 資産運用企画ユニット ゼネラルマネージャー 朝日ライフアセットマネジメント株式会社(出向) オ ルタナティブ運用部長 朝日生命保険相互会社 財務企画担当 ゼネラルマネー ジャー 株式会社白洋舎(出向) 経営企画部部長 朝日不動産管理株式会社(出向) 執行役員総務部長 同 執行役員監査室長 東京インフラアセットマネジメント株式会社 資産運用 本部長 同 執行役員資産運用本部長 同 執行役員資産運用本部長	

- ・上記補欠執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を保有しておりますが、2023年8月18日現在の保有口数は1口未満です。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラア セットマネジメント株式会社の執行役員資産運用本部長 兼 資産管理部長です。 その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はあり ません。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員内藤加代子及び島田容男は、2023年10月10日をもって任期満了となりますので、2023年10月11日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案における監督役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、 就任日である2023年10月11日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番 号	* り * な 氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位等	
1	が、とう。かまこ 内 藤 加代子 (1949年5月2日生)	1985年4月 1988年9月 1989年9月 1991年9月 2004年9月 2014年4月 2017年10月 2018年6月 2019年1月	弁護士登録、濱田松本法律事務所 Columbia University School of Law (LL. M. 取得) Davis Polk & Wardwell法律事務所 (米国) 三井安田法律事務所 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 立命館大学法科大学院 非常勤講師 (現任) 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員 (現任) 双日株式会社 社外取締役 弁護士法人大江橋法律事務所 カウンセル (現任)

候補者	ふりがな		略歴及び重要な兼職の状況並びに
番号	氏名(生年月日)		本投資法人における地位等
		1991年10月	監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ)
		1995年9月	公認会計士登録
		2000年5月	Wharton School of University of Pennsylvania (MBA取得)
		2000年8月	JPモルガン証券会社(現・JPモルガン証券株式 会社)
		2001年8月	ドイツ証券会社(現・ドイツ証券株式会社)
		2003年4月	フェニックス・キャピタル株式会社(現・エン
			デバー・ユナイテッド株式会社)
		2004年11月	株式会社江戸沢(現・株式会社焼肉坂井ホール ディングス) 社外取締役
		2005年10月	コンピタント株式会社 マネージング・パート
			ナー(現任)
		2007年12月	プリモ・ジャパン株式会社 社外監査役
		2008年4月	税理士登録
	しま だ やす お	2008年5月	コンピタント税理士法人 代表社員 (現任)
2	島 田 容 男 (1969年2月2日生)	2010年7月	株式会社アイペット(現・アイペット損害保険 株式会社) 社外監査役
		2014年7月	NANAROQ株式会社(現・株式会社GRCS)社外監 査役(現任)
		2014年10月	ネットスクウェア株式会社 社外取締役
		2016年10月	株式会社カントクグローバルコーポレーション 社外取締役
		2016年10月	株式会社SCホールディングス (現・株式会社 ヴァティー) 社外監査役
		2016年10月	株式会社ナインシグマ・ジャパン(現・ナイン シグマ・ホールディングス株式会社)社外監査
		001777 1 7	役 4 4 4 8 7 7 4 4 4 8 4 7 4 8 4 7 4 8 4 7 4 8 4 7 4 8 4 7 8 8 7 8 8 8 8
		2017年4月	株式会社ぶんか社 社外監査役
		2018年1月	レイフィールド株式会社 社外取締役
		2020年4月	株式会社ヒューマンクリエーションホールディーングス 社外取締役 (現任)
		2021年10月	東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員 (現任)
		2023年8月	ハイブリィド株式会社 社外取締役(現任)

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係 はありません。
- ・上記監督役員候補者内藤加代子及び島田容男は、現在、本投資法人の監督役員 として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約 を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償 金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。 また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結す る予定です。監督役員候補者内藤加代子及び島田容男は、現在、監督役員とし て当該保険契約の被保険者に含められております。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

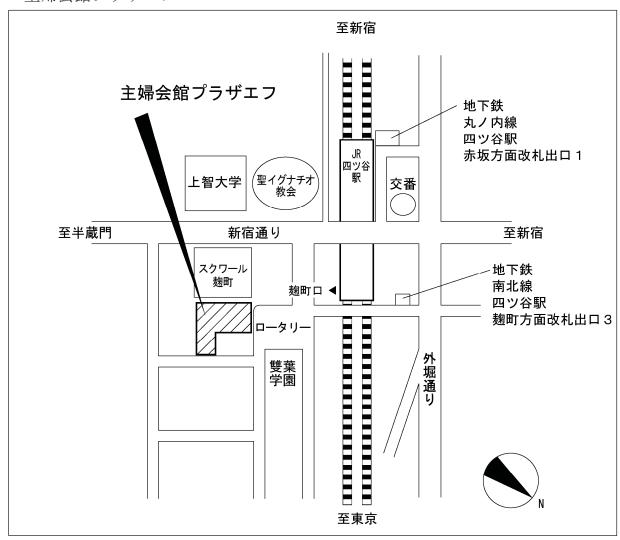
また、本投資法人規約第14条第3項が適用される第2号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、2023年8月18日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておりません。今後、2023年8月18日から2週間以内に少数投資主から第2号議案乃至第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されません。当該期間に少数投資主から第2号議案乃至第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人のウェブサイト(https://www.tokyo-infra.com/)に掲載いたします。

以上

第6回投資主総会会場ご案内図

■会 場

東京都千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ



■交通のご案内

JR中央線(快速)/中央・総武線(各駅停車):四ツ谷駅(麹町口)徒歩1分

地下鉄(東京メトロ)丸ノ内線 : 四ツ谷駅(赤坂方面改札出口1)から徒歩3分地下鉄(東京メトロ)南北線 : 四ツ谷駅(麹町方面改札出口3)から徒歩3分

■お願い

- ・駐車場のご用意はいたしておりません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場 が混雑する可能性もございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよ うお願い申し上げます。
- ・当日はお土産を用意いたしておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。